

介護保険における個人番号記入欄のある申請書の 取り扱いについてのご案内

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年1月より、介護保険関係申請書類に個人番号（マイナンバー）欄を追加しました。申請にあたっては、原則個人番号の記入が必要となりますが、未記入であっても従来どおり受理します（未記入の場合は、確認書類の添付は不要です。）。

1 窓口の申請で個人番号をご記入いただいた場合

本案内の下記記載の「1 個人番号確認書類」、「2 身元確認書類」の提示が必要となります。

(1) 本人申請

申請者の個人番号確認書類と身元確認書類の提示が必要です。

(2) 代理人申請（成年後見人などの法定代理人や委任状などをお持ちの任意代理人の方）

申請者の個人番号確認書類の写しと、委任状もしくは申請者の被保険者証及び代理の方の身元確認書類の提示が必要です。

(3) 代行申請（ケアマネジャーなど、申請書の提出のための使者）

個人番号が使者に見えないよう、申請書及び個人番号確認書類の写し、身元確認書類の写しを、封筒に入れて提出するなどの措置が必要です。

2 郵送による申請で個人番号をご記入いただいた場合

申請書の個人番号確認書類と身元確認書類は、すべて写しを同封してください。

注1) 同封された確認書類の写しは介護保険課で廃棄します。

注2) 確認書類が不足の場合は、追加送付していただくことになります。

注3) 郵送申請の際は、簡易書留のご利用をお勧めします。

3 個人番号が未記入の場合

申請者から個人番号の提供を受けていないことから、従来どおり受理します。

注4) 個人番号は介護保険課で確認し、法令で定める範囲内で使用します。

介護保険課において申請の際に必要な確認書類

1 個人番号確認書類

○通知カード ○個人番号カード（マイナンバーカード）

2 身元確認書類（代表例）

※身元確認書類が1点で良いもの

○個人番号カード（マイナンバーカード） ○住基カード（顔写真ありに限る）

○運転免許証 ○運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のものに限る）

○身体障害者手帳 ○療育手帳（愛の手帳） ○旅券（パスポート）など

※身元確認書類2点が必要なもの

○各種健康保険被保険者証 ○年金手帳（国民年金手帳） ○各種年金証書

○公共料金の領収書（領収日から3か月以内） ○生活保護受給者証 など